

要 請 文

平成二二年七月二日

河村たかし名古屋市長 殿

- 一. 名古屋市における「特定失踪者」家族らとの面会
- 二. 名古屋市としての、公共施設等における日本人拉致問題に関する市民世論の啓発活動
- 三. 前項の目的のため、名古屋市長によるブルーリボンの着用、および市職員によるブルーリボン着用の推進

以上を、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」第三条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害活動に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」に基づき、ここに要請致します。

名古屋ブルーリボンの会

資 料

1. 要請文各項目に関する資料

1-1. 「一. 名古屋市における～」に関する資料

1-1-1. 「特定失踪者」とは

1-1-2. 名古屋市および周辺自治体における「特定失踪者」

1-2. 「二. 名古屋市としての～」に関する資料

1-2-1. 拉致被害者等の支援に関する法律について

1-2-2. 拉致問題等への対処に関する法律について

1-2-3. 前項の法律における地方公共団体の責務について

1-2-4. 実際の地方公共団体における取り組みの例について

1-3. 「三. 前項の目的のため～」に関する資料

1-3-1. ブルーリボン運動とは

1-3-2. ブルーリボン運動と地方公共団体

2. 付録

2-1. 「拉致問題を考えるつどい」しおり「特定失踪者問題とは」より

2-2. 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」

2-3. 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」

2-4. 実際の地方公共団体における取り組みの例についての資料

2-4-1. 「広報すぎなみ」(NO. 1907) 8面記事より

2-4-2. 杉並区 区長記者会見資料 平成21年2月2日 27頁より

1. 要請文各項目に関する資料

1-1. 「一. 名古屋市における～」に関する資料

1-1-1. 「特定失踪者」とは

特定失踪者とは「北朝鮮による拉致かもしれない」という家族の届け出などを受けて、調査対象とされている失踪者のことです。日本政府もその存在を認め、国内外からの情報収集や関連する調査・捜査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めています。その結果、北朝鮮当局による拉致行為があったと確認された場合には、速やかに、拉致被害者として認定することとしています。

1-1-2. 名古屋市および周辺自治体における「特定失踪者」

前項の通り「北朝鮮による拉致かもしれない」という家族の届け出などを受けて調査対象とされている特定失踪者の中には、失踪当時名古屋市および周辺自治体に居住していた人も含まれています。

「名古屋ブルーリボンの会」においては、特定失踪者問題を専門に調査する民間団体「特定失踪者問題調査会」とも連携を図りつつ名古屋市および周辺自治体における特定失踪者家族等との面会等を通じ、地方公共団体の長との面会や地方自治体における問題の啓発などを希望する意思を確認しております。これらの取り組みは、平成21年（2009年）8月3日の中日新聞においても取り上げられました。

なお、北朝鮮当局による拉致行為があったと確認されており政府により拉致被害者として認定を受けている横田めぐみさんは、昭和39年（1964年）

10月5日、名古屋市昭和区における「聖霊病院」において生まれ、名古屋市民として生活を送った経緯を有しています。

1-2. 「二. 名古屋市としての～」に関する資料

1-2-1. 拉致被害者等の支援に関する法律について

拉致問題が明らかになるにつれ、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年十二月十一日法律第百四十三号）」（2-2. 参照）が制定され、地方公共団体の責務も明記されました（1-2-3. 参照）。

1-2-2. 拉致問題等への対処に関する法律について

拉致問題が明らかになるにつれ、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年六月二十三日法律第九十六号）」（2-3. 参照）が制定され、地方公共団体の責務も明記されました（1-2-3. 参照）。

1-2-3. 前項の法律における地方公共団体の責務について

前々項および前項の通り、拉致問題が明らかになるにつれ、法整備が行われ、その中で地方公共団体の責務が明記されました。

特に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成十八年六月二十三日法律第九十六号）」（2-3. 参照）においては、「地方公共団体は国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と明記されました（第三条〔地方公共団体の責務〕）。

1-2-4. 実際の地方公共団体における取り組みの例について

前項の通り「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」第三条（地方公共団体の責務）「地方公共団体は国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害活動に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」に基づき、日本国内の各地方自治体において拉致問題に関する取り組みが推進されています。

具体例として、大阪府堺市および東京都杉並区における取り組みをここに列挙します。

大阪府堺市においては、拉致問題をはじめとする北朝鮮人権侵害問題に対して市民の認識を深め、国民的課題として問題の解決に取り組むため、毎年12月10日から16日の週間を中心に、パネル展の開催や懸垂幕の掲出、広報活動を通じ、市民への啓発を図っています。

東京都杉並区においては、拉致被害者全員の早期救出と拉致問題の一日も早い全面解決に向けて、拉致被害者家族の支援の輪を広げるべく、講演会やブルーリボンの普及啓発、拉致問題解決の署名活動などを行い、区民への様々な広報活動などを行っています（2-4-1. および2-4-2. 参照）。自治体レベルでの初めての本格的な支援体制の確立および市民の視点から人権と安全保障の問題をともに考えていく試みとして、

- 一、 政府認定の拉致被害者、横田めぐみさんの家族である横田滋さんの録音メッセージを役所全体に流し、山田宏区長（当時）が直接、杉並区としての取り組みを全職員に説明して一般職員にも可能な限りブルーリ

ボンシールを名札に貼付させる。

二. ゲストに「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会」〔通称：家族会〕から横田滋・早紀江夫妻、飯塚繁雄代表、増元照明事務局長の参加を取り付けての杉並公会堂における1000人区民大集会開催および会場での特定失踪者問題調査会のグッズ共同販売。

三. 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」上映とパネル展の開催。などが展開されています。

1-3. 「三. 前項の目的のため～」に関する資料

1-3-1. ブルーリボン運動とは

ブルーリボン運動とは、日常の生活を通してブルーのリボンを着用することにより、北朝鮮当局や日本政府、報道機関、国内外に対するアピールを通じて拉致被害者の生存と救出を祈る意思表示とする、日本国民の間で展開されている運動（ムーブメント）です。

ブルーリボンは、近くて遠い国である北朝鮮と祖国日本を隔てる「日本海の青」と、拉致被害者の方々とその御家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。

1-3-2. ブルーリボン運動と地方公共団体

前項の通り拉致被害者の生存と救出を祈る意思表示として、現在、政治家や文化人から広く地方公共団体の首長まで、ブルーリボンを着用しています。

2. 付録

2-1. 「拉致問題を考えるつどい」しおり「特定失踪者問題とは」より

出典：「拉致問題を考えるつどい」しおり

(主催：堺市、堺市教育委員会、人権啓発活動堺支局、南大阪地域ネットワーク協議会)

特定失踪者とは、民間団体である特定失踪者問題調査会が「北朝鮮による拉致かもしれない」という家族の届け出などを受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことです。同調査会によると、全国で氏名を公表していない人も含めて約470名が特定失踪者とされており（氏名を公表している人は272名）で、そのうち71名は拉致された可能性が濃厚とされています（平成22年1月26日現在）。同調査会では、北朝鮮向け短波放送「しおかぜ」の発信をはじめ、特定失踪者についての調査や北朝鮮脱北者などからの情報収集等をおこなっています。

政府は「特定失踪者問題」という表現は公式には使っておらず、「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」として、その存在を認めています。そして、関係省庁・関係機関が緊密に連携を図りつつ、国内外からの情報収集や関連する調査・捜査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めています。その結果、北朝鮮当局による拉致行為があったと確認された場合には、速やかに、拉致被害者として認定することとしています。

特定失踪者の中には、失踪当時堺市に住んでいた人も含まれています。

堺市においても、毎年12月10日～16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、写真パネル展、広報活動等をおこない、この問題についての認識が広がるよう啓発をおこなっています。

2-2. 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律

(平成十四年十二月十一日法律第百四十三号)

最終改正：平成二二年三月三十一日法律第一七号

(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい、「被害者の配偶者等」とは、被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び孫であつて被害者でないものをいい、「被害者の家族」とは、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

2 内閣総理大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(国等の責務)

第三条 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者等」という。）を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

（帰国等に伴う費用）

第四条 国は、北朝鮮に居住する被害者又は被害者の配偶者等が帰国し、又は入国する場合には、内閣府令で定めるところにより、当該帰国又は入国に伴い必要となる費用を負担する。

（拉致被害者等給付金等の支給）

第五条 国は、帰国被害者等が本邦に永住する場合には、当該帰国被害者等に対し、内閣府令で定めるところにより、これらの者の自立を促進し、生活基盤の再建又は構築に資するため、拉致被害者等給付金を、十年を限度として、毎月、支給する。

2 国は、被害者の配偶者等が北朝鮮内にとどまっていること等帰国した被害者が永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められる間は、当該被害者に対し、内閣府令で定めるところにより、本邦に滞在している間の生活を援助するため、滞在援助金を、毎月、支給する。

(生活相談等)

第六条 国及び地方公共団体は、帰国被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者の相談に応じ必要な助言を行うこと、日本語の習得を援助すること等必要な施策を講ずるものとする。

(住宅の供給の促進)

第七条 国及び地方公共団体は、帰国被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。次項において同じ。）等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、帰国被害者等の居住の安定を図られるよう特別の配慮をするものとする。

(雇用の機会の確保)

第八条 国及び地方公共団体は、帰国被害者等の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせん等必要な施策を講ずるものとする。

(教育の機会の確保)

第九条 国及び地方公共団体は、帰国被害者等が必要な教育を受けることができるようにするため、就学の円滑化、教育の充実等のために必要な施策を講ずるものとする。

(戸籍に関する手続に係る便宜の供与)

第十条 国は、帰国被害者等が戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出等の手続を行う場合においてその手続を円滑に行うことができるようにするため、必要な便宜を供与するものとする。

(国民年金の特例)

第十一条 帰国した被害者（帰国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限

る。以下同じ。)に係る北朝鮮当局によって拉致された日以降の期間であつて政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者としての国民年金の被保険者期間(以下「新被保険者期間」という。)とみなす。

2 国は、前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る当該帰国した被害者の保険料に相当する費用を負担する。

3 前項の規定により費用の負担が行われた期間に係る当該帰国した被害者の保険料は、納付されたものとみなす。

4 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等であつて政令で定めるもの(帰国後又は入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者に限る。)に係る国民年金法に規定する事項及び前三項の規定の適用に関し必要な事項については、同法その他の法令の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(譲渡等の禁止)

第十二条 拉致被害者等給付金及び滞在援助金(以下「拉致被害者等給付金等」という。)の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十三条 租税その他の公課は、拉致被害者等給付金等を標準として、課することができない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案して検討が
加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二二年三月三十一日法律第一七号)

この法律は、公布の日から施行する。

2-3. 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(平成十八年六月二十三日法律第九十六号)

最終改正：平成一九年七月六日法律第一〇六号

(目的)

第一条 この法律は、二千五年十二月十六日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際

社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題

(以下「拉致問題」という。)を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これ

を公表しなければならない。

(国際的な連携の強化等)

第六条 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民、脱北者（北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。次項において同じ。）その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

2 政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。

3 政府は、第一項に定める民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

(施策における留意等)

第七条 政府は、その施策を行うに当たっては、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害状況の改善に資するものとなるよう、十分に留意するとともに、外国政府及び国際連合（国際連合の人権理事会、安全保障理事会等を含む。）、国際開発金融機関等の国際機関に対する適切な働きかけを行わなければならない。

(北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置)

第八条 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百五号）第三条第一項の規定による措置、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

第十条第一項の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年七月六日法律第一〇六号）

この法律は、公布の日から施行する。

2-4. 実際の地方公共団体における取り組みの例についての資料

2-4-1. 「広報すぎなみ」（NO. 1907）8面記事より

パネル展

**北朝鮮拉致被害者
犯罪被害者支援**

区は、現在、北朝鮮拉致被害者全員の早期救出と拉致問題の一日も早い全面解決に向けて、拉致被害者家族の支援を行っています。

また、犯罪の被害にあわれた方やその家族・遺族への支援も行っています。

犯罪被害者等は、事件・事故などの直接的な被害だけでなく、その後もさまざまな困難に直面し、苦しめられています。

これらの問題を正しく理解し、支援への取り組みを杉並区全体に広げていくための写真パネル展を開催します。

当日会場では、井草センターまつりも開催しています。皆さんで、ぜひ、ご来場ください。

◇北朝鮮拉致被害者家族支援
日本政府が拉致と認めた一人と、区に関わる特定失踪者四名の写真・被害者家族のメッセージなどを展示します。

◇犯罪被害者支援
実際に犯罪被害にあわれた方の写真や家族からのメッセージを紹介するパネルや、区への取り組みを紹介するパネルなどを展示します。

—（いすれも）—

時 9月12日(土)・13日(日)午前10時～午後4時（13日は3時まで）
場 井草地域区民センター1（下井草5-7-22）
当 日、直接会場へ
区 区民生活部
管 管理課犯罪被害者支援担当
ま たは文化・交流・男女共同参画課交流推進担当

2-4-2. 杉並区 区長記者会見資料 平成21年2月2日 27頁より

出典：杉並区 区長記者会見資料 平成21年2月2日
平成21年 当初予算(案)の事業概要 27頁より

○北朝鮮拉致被害者家族支援

(200万円)

拉致被害者全員の早期救出と拉致問題の一日も早い全面解決に向けて、拉致被害者家族の支援の輪を広げていきます。講演会やブルーリボンの普及啓発、拉致問題解決の署名活動などを行い、この問題を区民に広く伝えていきます。

【今後の予定】

6月 家族会（北朝鮮による拉致被害者家族連絡会）の方を招いた講演会

【問合せ先】 区民生活部 文化・交流課 3312-2111（内線2281）

要請文

(平成二二年七月二日)

河村たかし名古屋市長 殿

名古屋ブルーリボンの会

代表

印